

新千葉県トラック総合会館の事務所の引越等業務の見積募集について

令和7年3月28日

一般社団法人千葉県トラック協会

新千葉県トラック総合会館の竣工に伴う事務所の引越等の業務について、実施者を決定するにあたり見積を徴取することとし、見積照会先を選定するための手続きを定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

新千葉県トラック総合会館の事務所の引越等業務

(2) 業務内容

新千葉県トラック総合会館の竣工に伴い、現千葉県トラック総合会館から什器、備品、書類等の搬出、新千葉県トラック総合会館へ搬入、不要となる廃棄物の処分

(3) 業務実施場所（同一敷地の場内運搬可能）

- ・現千葉県トラック総合会館（千葉市美浜区新港 212 番地 10）
- ・新千葉県トラック総合会館（千葉市美浜区新港 212 番地 10）

(4) 引越業務実施予定日

令和7年9月12日（金） 書庫書類・書棚の引越運搬
令和7年9月20日（土）・21日（日） 執務室引越日
上記の日程の他、打合せ、下準備、後始末等は適宜行う。

(5) 不用品処分完了予定日

- ・令和7年9月26日（金）

(6) その他

詳細については、希望者に別途送付する仕様書を参照とする。

2 業務実施に関する資格

引越等業務を希望する者（以下「参加希望者」という。）の必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 会費の滞納がない一般社団法人千葉県トラック協会の会員である一般貨物自動車運送事業者。

- (2) 過去5年間において、契約の当事者として本引越業務と同等の延べ面積(約2000 m²)以上の事務所の引越の実績を有すること。
- (3) 適正に廃棄物の処理を行うこと。
- (4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項の各号に掲げる者でないこと。
- (6) 労働保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の者でないこと。但し、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。
- (7) 上記(3)、(4)、(5)、(6)に掛かり、協力事業者を使用する場合にも本要項を準用して適用する。

3 見積参加手続き

- (1) 参加希望者は、下記の参加申込書を提出する。
 - ・ 参加申込書 (別紙 word ファイル)
 - ・ 提出期限 令和7年4月15 (火)
 - ・ 提出部数 1部
 - ・ 提出方法 持参
 - ・ 提出場所 千葉県トラック総合会館1階
- (2) 資格を有する見積参加希望者に対して、資格確認通知書と併せて仕様書を送付する。仕様書に関する説明会等は行わない。
- (3) 仕様書に対する疑義等がある場合は、資格確認通知書記載の期日までに質問書を提出する。回答は後日、期日までに見積希望者全員に送付する。
- (4) 見積書提出期限は別途参加希望者に通知する。

4 契約者の決定等

- (1) 提出された見積書に基づき、仕様、価格、納期等について見積比較を行い、最も適した者を選定して、5月開催予定の理事会で報告するとともに契約手続きを行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ・ 参加申込書の提出の日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
 - ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

5 その他

- (1) 参加申込書の提出、見積書の提出等に係る費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 4. にある契約者の選定及び失格についての異議申し立ては受け付けない。
- (3) 業務上知り得た秘密については他に漏らしてはならない。また当業務終了後についても同様とする。
- (4) 当業務にあたり、当協会等に関する情報管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。
- (5) 2. の適正に廃棄物の処分がされていないことが判明した場合には、当協会は損害賠償を請求することがある。
- (6) 参加申込書は、下記照会先へ提出すること。

【照会先】

場 所：〒261-0002

千葉県美浜区新港 212 番地 10 千葉県トラック総合会館 1 階

担 当：一般社団法人千葉県トラック協会総務部 施設建設室 川上

TEL：043-247-1131

FAX：043-246-7372